

V. その他の密輸の取締り

不正薬物、銃砲等、知的財産侵害物品以外のものであっても、関税法でその輸入や輸出が禁止されている物品があります。また、それぞれの国内法令によって輸入や輸出の規制が行われている物品もあります。

1. ワシントン条約

絶滅のおそれのある動植物の輸出入等の国際取引を規制し、絶滅から保護することを目的として、1973年にワシントンにおいて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」が採択されました。この条約をワシントン条約といいます。この条約では、ペットや鑑賞用の生きている動植物はもちろんのこと、はく製、これらを使用して作られたコート等衣類、ハンドバッグ、ベルト、靴、細工品、漢方薬等の加工製品も規制対象となっています。

令和3年の1年間で、ワシントン条約該当事件を2件告発しました。

<主なワシントン条約該当事件>

[事例1] タイマイの密輸入事件

ハイチから国際郵便物によりタイマイ（ウミガメの一種）の甲羅約 6.9kgを密輸入しようとした日本人2名を関税法違反で告発しました。

（令和3年3月・東京税関）



[事例2] アメリカアリゲーターの骨格標本等の密輸入事件

アメリカから航空貨物によりアメリカアリゲーターの骨格標本等を密輸入した法人及び日本人1名を関税法違反で告発しました。

（令和3年12月・東京税関）



2. 不正輸出

特定の貨物の輸出については、関税関係法令以外の法令により、許可、承認等が必要なものがあります。これらの法令の規制は、関税法の輸出の許可制と結びつけてその実効性が確保されることとなっています。税関では、関係省庁と連携して、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出も取り締まっています。

令和3年の1年間で、不正輸出事件4件を告発しました。

<主な輸出事件>

[事例1]

超大型サーボの不正輸出事件

中国に向けて航空機により超大型サーボ*150個を不正に輸出しようとした法人及び日本人1名を関税法違反で告発しました。(令和3年7月・東京税関)

* 受信した電気信号を機械的な動きに変換するための装置で、ラジコン自動車等に使用される。

[事例2]

水中探知装置の不正輸出事件

ペルー及びチリに向けて船舶により水中探知装置一式を不正に輸出した法人及び日本人3名を関税法違反で告発しました。(令和3年12月・神戸税関)

3. 偽造有価証券

関税法上、貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カードは、輸入してはならない貨物とされています。令和3年6月には、偽造有価証券の密輸入事件を告発しました。

<偽造有価証券密輸入事件>

[事例]偽造有価証券の密輸入事件

中国から航空貨物により偽造有価証券1,431枚を密輸入しようとした中国人2名を関税法違反で告発しました。

(令和3年6月・門司税関)

